

令和2年12月25日
道路局道路交通管理課

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて、誘導等に係るガイドラインを作成するとともに、特殊車両の運転者と講習を受講した誘導車の運転者の緊密な連携を前提に、特殊車両の通行許可に付される誘導車の配置条件を合理化します。

- 特殊車両の通行許可の際に誘導車の配置に関する条件が付されることがあります。今般、特殊車両の通行の安全性の向上を図るため、国土交通省において、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」を作成し、誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等を明確にしました。
- これにあわせ、当該ガイドラインの内容についての講習を受講した者に誘導車の運転を限定することで、これまで特殊車両の前後に誘導車が必要であった条件を合理化し、道路の構造の保全や交通の危険防止に支障のない場合は、交差点等においては前方、橋梁などにおいては後方に1台を配置することで、通行が原則可能になります。（令和3年3月29日施行）
- 誘導車の配置条件が付された場合には適正に誘導車を配置すること、また、特殊車両の運転者は、通行にあたり、これまで以上に周辺状況への配慮が必要となることから、誘導車と連携した安全な通行等について、運送事業者等に周知してまいります。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

URL : http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf

『国土交通省が提供するオンライン講習』

URL : <https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/web/login.php>

<別添参考資料>

- 普及啓発資料 「特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて」
- 改正概要資料 「特殊車両通行許可における通行条件の見直しについて(通達改正)」

<問い合わせ先>

道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 瀬戸、山口
TEL:03-5253-8111(内線 37432・37436) 直通 03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

誘導車を適切に配置しましょう！

※ 特殊車両の通行許可に誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は、通行条件違反となります。



また、**特殊車両の運転者の役割も明確化**しましたので、**誘導車と連携し、安全な通行等**をお願いします。

令和3年3月29日以降、
①誘導車の運転には講習が必要となり、②特殊車両の前後に必要なであった誘導車の配置が、基本的に前方又は後方の1台^(注)になります。

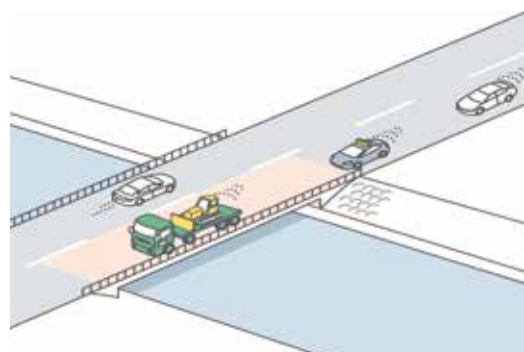


- (注)・特殊車両で特に大きなものや重いものを運搬させようとする者等は、誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、適切に配置することが必要です。また、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせて下さい。
- ・やむを得ない場合には、道路管理者の判断で誘導車の追加配置等の条件が付されることがあります。
- ※ 改正から1年間は、従前の例によることができることとし、既に改正前の規定に基づき条件が付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができます。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。

【URL】 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf



特殊車両通行許可における通行条件の見直し（通達改正）について

1. 改正の概要

重量C・D条件及び寸法C条件の「前後に誘導車」の配置条件を、重量C・D条件については「後方に1台」、寸法C条件については「前方に1台」へと改めます。

また、配置の見直しにあたって、誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限ることとします。

なお、改正後の規定に基づき通行の許可に付した条件については、改正通達の施行から1年間、なお従前の例によることができることとし、既に改正前の規定に基づき条件を付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けられることができるよう経過措置を設けることとします。

2. 今後のスケジュール

施行：令和3年3月29日（月）

特殊車両通行許可限度算定要領について
(昭和五三年一月一日 建設省道交発第九九号、道企発第五七号)

表－1. 2 通行条件の区分

＜改正案＞

記号区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
D	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④ 隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。)	/

(注) 「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。

＜現行＞

記号区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別な条件を付さない、	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車両が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も附加する。	/

(注) 「進行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁ずる措置をいう。